

# 給与支払報告書(個人別明細書)作成に係る主な注意事項

◎必ず新様式(令和7年度提出用)をご使用ください。  
個人別明細書の記載要領及び記載にあたっての留意点については、税務署から配布される「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照ください。 ※国税庁のホームページからダウンロードできます。

【1】受給者の令和7年1月1日現在の住所を本人に確認のうえ、○○番地・○○方まで詳細にご記入ください。  
※単身赴任のかたで、勤務日以外は家族の元に帰るかたはそちらの住所をご記入ください。  
※退職者は、退職時の住所をご記入ください。

【2】給与の支払を受けるかたの個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

【3】『(源泉)控除対象配偶者』  
・年末調整をして、控除対象配偶者を有しているときは「有」欄に○印をご記入ください。また、その配偶者が昭和30年1月1日以前に生まれたかたは「老人」欄にも○印をご記入ください。  
・年末調整をしていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときのみ「有」欄に○印をご記入ください。  
・『配偶者(特別)控除の額』  
配偶者控除の額または配偶者特別控除の額をご記入ください。  
※給与と所得者の合計所得金額によって控除額が変わるため、記入は必須です。

【4】『住宅借入金等特別控除の額の内訳』  
「居住開始年月日」欄や「住宅借入金等特別控除区分」欄等を必ずご記入ください。  
所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額のある方は、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に源泉徴収簿②の金額をご記入ください。

【5】(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族の氏名・個人番号(マイナンバー)をご記入ください。また、控除対象配偶者が非居住者の場合は、区分欄に「○」を付してください。  
「配偶者の合計所得」欄には、控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額をご記入ください。  
※収入金額ではなく所得金額です。

【6】控除対象扶養親族の氏名・個人番号(マイナンバー)をご記入ください。また、これらの方が非居住者である場合には、「区分」欄の内容に応じて下記のとおりご記入ください。

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄
非居住者(30歳未満または70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障がい者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	04

※1 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなったものをいいます。  
※2 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けているものをいいます。  
※3 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれか一つを記載してください。

【7】扶養控除の対象となる扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名・個人番号(マイナンバー)をご記入ください。また、扶養親族が国内に住所を有しない場合は、「区分」欄に○印をご記入ください。

【8】「未成年者」から「勤労学生」までの各欄について受給者本人が該当するものに○印をご記入ください。  
※「未成年者」→平成19年1月3日以後に生まれた方

【9】支払者の法人番号または個人番号(個人事業主の場合)をご記入ください。

## 【記載例】

※ 種 別 ※ 整理 番号 ※

住所 館林市城町〇-〇 (受給者番号) 123-321 (個人番号) (役職名) (フリガナ) タテバヤシ タロウ 氏名 館林 太郎

種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	7 074 500	5 267 050	4 844 604	0

(源泉)控除対象配偶者 配偶者(特別) 控除の額 特定 老人 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 16歳未満扶養親族の数 障害者の数 (本人を除く) 非居住者

有	従有	千	円	人	従有	内	人	従有	人	従有	人	内	人	人
○		380	000	1		1	1		4		5			3

社会保険料等の金額 1,084 604 円 生命保険料の控除額 120 000 円 地震保険料の控除額 50 000 円 住宅借入金等特別控除の額 21 100 円

(摘要) 普A 源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額270,000円  
(1) 館林 三郎 (2) 館林 四郎 (非居住者:02) (3) 館林 五郎 (年少)  
前職 館林市城町〇-〇 ●▲物産(株) R6.6.30退職  
支払金額 1,700,000円 社会保険料 182,225円 源泉徴収税額 30,150円  
(退) 館林 八郎 (父)、昭和33年3月1日、館林市城町〇番〇号、合計所得480,000円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	180,000	100,000	90,000	360,000	180,000

住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(1回目)	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	年末残高(1回目)	年末残高(2回目)
2	205,000	27年1月10日	30年8月20日	住	住(特)	11,500,000	9,000,000

源泉・特別控除対象配偶者 (フリガナ) タテバヤシ ハチコ 氏名 館林 花子 区分 配偶者の合計所得 0 国民年金保険料等の金額 176,460 旧長期損害保険料の金額 19,600 基礎控除の額 所得金額 調整控除額

控除対象扶養親族

1	2	3	4
(フリガナ) タテバヤシ イチロウ 氏名 館林 一郎 区分 16歳未満の扶養親族	(フリガナ) タテバヤシ シロウ 氏名 館林 二郎 区分	(フリガナ) タテバヤシ ハルコ 氏名 館林 春子 区分 01	(フリガナ) タテバヤシ ナツコ 氏名 館林 夏子 区分 04

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

1	2	3
(フリガナ) タテバヤシ アキ子 氏名 館林 秋子 区分 (1) 678901234567	(フリガナ) タテバヤシ ロクロウ 氏名 館林 六郎 区分 (2) 123456789012 (退) 456789012345	(フリガナ) タテバヤシ フココ 氏名 館林 冬子 区分 (3) 234567890123

未成年者 外国人 死亡退職 災害者 乙欄 本人が障害者 特別 その他 寡婦 ひとり親 勤労学生

中途就・退職 受給者生年月日

就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
○		6	7	1	平成	5	1	1

支払者 個人番号又は法人番号 (右詰で記載してください) 住所(居所)又は所在地 館林市城町〇番△号 氏名又は名称 館林〇△◇産業 株式会社 (電話) 0276-72-0000

(市区町村提出用)

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

【10】『住宅借入金等特別控除の額』  
源泉徴収簿で ②>③の場合...③の金額記入  
②<③の場合...②の金額記入

【11】『(摘要)』に以下の該当する事項を記入してください。  
・年末調整を行った場合は定額減税について記入し、年末調整を行わなかった場合は、定額減税について記入しないでください。  
詳しくは、「定額減税特設サイト」にてご確認ください。  
・普通徴収に該当する場合は、普通徴収該当理由符号(普A~普F)を必ずご記入ください。  
・前職分も含めて年末調整した場合は、前職分の内容(支払者名、支払金額、社会保険料額、源泉徴収税額、退職日等)をご記入ください。  
・受給者が青色事業専従者の場合は、「青専」とご記入ください。  
・同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有するかたで、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨をご記入ください。  
※記入例 氏名(同配)  
・所得金額調整控除の適用がある場合は、下記の表のとおりご記入ください。但し、「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄または「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記入を省略できます。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例: 館林 花子(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例: 館林 春子(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	

・退職手当のある配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、生年月日、住所、合計所得を記載してください。  
※氏名の前記「退」と記載し、個人番号(マイナンバー)については、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄に記載してください。  
また、その者が障害者、特別障害者、非居住者、寡婦、ひとり親等に該当する場合にはその旨を記載してください。  
※非居住者に該当する場合は、【6】に記載されている区分を参考にその旨を記載して下さい。記入例: 館林 〇〇(非居住者:01)



定額減税特設サイト

【12】『住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)』  
適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を記入し、「特定取得」に該当する場合は「(特)」、「特別特定取得」に該当する場合は「(特特)」、「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」と併記してください。

【13】『所得金額調整控除額』 年末調整をした受給者のみ  
給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で①～③のいずれかに該当する場合は、下記の算式に相当する金額をご記入ください。  
①本人特別障害者に該当する  
②年齢23歳未満の扶養親族を有する  
③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する  
(給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

【14】『基礎控除の額』 年末調整をした受給者のみ  
合計所得が2,400万円を超える納税義務者について下記の表のとおりご記入ください。

合計所得金額	記載方法
2,400万円以下	記載不要
2,400万円超 2,450万円以下	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	160,000
2,500万円超	0

【15】年の途中で就職・退職した場合は「就職」「退職」の該当するものに○印をつけ、その年月日をご記入ください。また、未成年者の判定及び同姓同名の誤りなどを防ぐため、受給者の生年月日(元号は漢字)を必ずご記入ください。